

令和8年度 八王子市立南大沢中学校の取組について

1 教育目標

- ・よく学び、創造する生徒
- ・進んで協力し、思いやりのある生徒
- ・健康で、逞しい生徒

2 めざす学校 ・「明日も行きたくなる居心地の良い学校」

- ①確かな学力を身に付ける。
- ②自らの将来に向けて希望をもって卒業する。
- ③基本的な生活習慣を身に付ける。
- ④人権が守られ安心して学校生活を送ることができる。
- ⑤保護者・地域から信頼される。

3 今年度の基本方針

- 方針①校内外での研修を通して教員の授業改善を進め、主体的・対話的で深い学びの実現のもと、生徒の学力向上を図る。(一人一台端末を利用した授業の充実)
- 方針②生徒の自主的な学習習慣を付ける機会を確保するとともに、英検などの資格を取得する支援を行うために、学生ボランティアを活用した放課後自習教室を開く。(利用しやすい曜日への変更)
- 方針③新たな不登校を生まない対策と不登校(傾向)の生徒へのさらなる支援の充実を図る。
(フォレストルームの開設日数の拡張)
- 方針④学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等を推進し、いじめを許さない学校作りを実現する。(いじめ防止対策委員会の定期開催)
- 方針⑤生徒の学校生活を有意義なものにするるとともに、八王子市部活動改革の方針にのっとり、令和9年度から完全に新たな形での部活動を実施できるよう変革を進める。
(R9年度開始時に新部活動発足等)
- 方針⑥柏木小学校及び南大沢小学校との小中一貫教育をさらに充実させるとともに、保護者、地域、関連諸機関との連携を強めながら、生徒のボランティア活動を推進していく。

4 具体的な取組

(1)授業(学習)の取組(方針①, ②)

- ①授業・学習活動は、ICT を積極的に活用し、生徒自身が、考えたり、調べたり、比較したり、議論したりするなど、生徒が主体的に活動する場面を重視した授業方法へ改善していく。(授業改善)
- ②教材研究に努め、指導方法を工夫して、分かる授業・成就感がもてる授業を行う。(授業づくり)
- ③毎回の授業目標をしっかりと提示し、最後には振り返りを行うことでその時間の内容の定着を図る。(授業づくり)
- ④生徒・保護者に信頼される評価・評定を行う。(評価・評定)
- ⑤朝読書を継続して行い、落ち着いた1日のスタートを切らせる。(朝読書)
- ⑥放課後や長期休業中に補習授業を行い、学習内容の習得が不十分な生徒の支援を行う。(補習・補充学習)

- ⑦学校サポーターや学生インターンシップなど外部人材を積極的に活用し、学習の個別支援を充実させる。
(外部人材の活用)
- ⑧都立大学学生ボランティアを活用した放課後自習教室を毎週木曜日に開き、生徒の自主的な学習習慣を付ける機会とするとともに、英検などの資格を取得する支援を行う。
(学習習慣付け)
- ⑨通常学級と特別支援教室みなさわの連携を強め、特別支援教育の視点から一人一人の特性に応じた学習指導を行う。
(特別支援教室との連携)
- (2)不登校・いじめに関する取組(方針③、④)
- ①不登校支援教室(フォレストルーム)を週4日設置して、教室に入れない生徒が利用できる居場所づくりを行う。
(不登校支援)
- ②不登校対応巡回教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センターと連携し、不登校生徒の抱えている問題の解決を図る。
(不登校支援)
- ③全学年で Q-U 調査を実施して、不登校の未然防止や早期解決を図る。
(不登校予防)
- ④いじめに関する調査を毎学期行うとともに、子ども見守りシートの活用と教員による生徒の常時観察、定期開催の学校いじめ対策委員会開催によりいじめを見逃さない環境づくりを行う。
(いじめ防止)
- ⑤いじめ予防の観点から朝礼、道徳授業、行事やその他の活動等、あらゆる場面で自尊感情・自己肯定感を高め、思いやりの心を培う指導や講話を適宜実施する。
(いじめ防止)
- ⑥1学期に「いのちの大切さを共に考える週間」を実施、すべての教科でいのちの大切さについて触れる授業を行う。
(いじめ防止)
- (3)学校生活の取組(方針⑤)
- ①部活動再編委員会を中心に、令和9年度からの部活動について再編を進める。
(部活動再編)
- ②全教職員が共通理解の下、生徒の内面に対する理解に努め、生徒の健やかな成長を促し、心の健康を育てよう予防的な生活指導に努める。
(予防的な生活指導)
- ③校内全体で「あいさつ」を心掛け、気持ちよくあいさつする習慣をつくる。
(あいさつ)
- ④話し手を見て、話を静かにしっかり聞く習慣をつくる。
(話を静かに聞く)
- ⑤場に応じた正しい言葉遣いができる習慣を身につける。
(言葉遣い)
- ⑥社会のルール・マナーを守れる生徒を育成するため、まずは、学校のルール・マナーをしっかり守れるよう全教職員で同一歩調の指導を行う。
(規範意識の醸成)
- ⑦生徒会活動、ボランティア活動、地域行事へ参加などを通して、より良い人間関係を築く力、地域に貢献しようとする態度、自治能力の育成を図る。
(生徒会活動他)
- (4)小中一貫教育、地域連携の取組(方針⑥)
- ①小中一貫教育の日を学期に1回設け、授業交流を行うとともに、互いの児童・生徒の様子を確認し、9年間で育成する児童・生徒像について理解を深める。
(小中一貫教育)
- ②本校の教員が2つの小学校へ出向き、年間を通して、授業のお手伝いを行う。
(小中一貫教育)
- ③小中の児童・生徒が合同で行う活動
(小中一貫教育)
- ・小学校の運動会に向けて、中学生(陸上部)が走り方等の指導に出向く。
 - ・1学期に中学校において、授業体験・部活動体験を行う。
 - ・2学期に中学校において、中学校の合唱祭で児童(6年生)を招待し、一緒に合唱を行う。
- ④9年間を見通した家庭学習の充実のため、タブレット端末を利用したドリル型学習コンテンツ等の活用を共有する。
(小中一貫教育)
- ⑤生徒のボランティアマインド醸成を目指し、全校生徒が年に1回以上のボランティア活動に参加できるよう取り組む。
(ボランティア活動の推進)